

## 社会保険情報

### 限度額認定証を返すか？ 高額療養費で負担軽減 **健保**



高額療養費について、病院の窓口負担を軽減するには、事前の認定が必要と聞いています。認定証は返還が必要でしょうか。退職時に返還すれば良いのでしょうか。



#### **1年以内に返納・回収**

病院や薬局の窓口で支払う自己負担額が、歴月単位で一定額を超えた場合に、超えた金額を支給するのが高額療養費制度（健保法115条）です。

受給方法として、保険者に対して事後に申請書を提出する方法（健保則109条）と、事前に認定を受ける方法（健保則103条の2）の2つがあります。

ご質問は、「限度額適用認定証」の交付を受けるケースです。そして一定の場合には、遅滞なく、限度額適用認定証を保険者に返納しなければなりません（健保則103条の2第3項）。

例えば、被保険者の資格喪失時（1号）や被扶養者がその要件を欠くに至ったとき（3号）、所得区分に変更があったとき（4号）、そして限度額適用認定証の有効期限に至ったとき（5号）があります。

有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日（資格取得月の場合は資格取得日）から最長1年です（平19・3・7保保発0307001号）。保険者側も速やかに回収する（前掲通達）としています。

### 未納分を補填できるか？ 基礎年金満額にならず **厚年**



家庭の事情もあり遅い就職となったので、20歳から24歳まで年金の保険料を納めていない期間がありました。既に10年以上の勤続期間があるので、このまま定年まで勤めれば年金自体は受け取れると思いますが、20歳代に保険料の未納期間がある分、年金の額が少なくなるのではないかと言われました。この分はカバーできないのでしょうか。

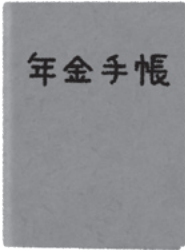


#### **65歳以降に「経過的加算」**

老齢厚生年金は、適用事業所に雇用され被保険者となっている期間が年齢に関係なく年金額に反映されます。これに対して、国民年金の老齢基礎年金は、原則として満20歳から60歳までの480月間（40年間）が被保険者期間となり（国年法8条、9条）、60歳を超えて雇用されても当該超えた期間は対象になりません。

480月の保険料納付期間があれば満額となりますが、20歳から24歳で就職するまで保険料の納付がないと、当該期間に応じて減額されてしまいます。

そのため当分の間、厚生年金から「経過的加算」が支給されます（厚年法昭60附則59条2項）。60歳以降も勤続すれば、国年の被保険者期間がその分長くなると仮定した場合に得られる老齢基礎年金額との差額にほぼ相当する額を、65歳からの老齢厚生年金に加算するものです。ただし、期間は通算して480月が上限となります。



年金手帳